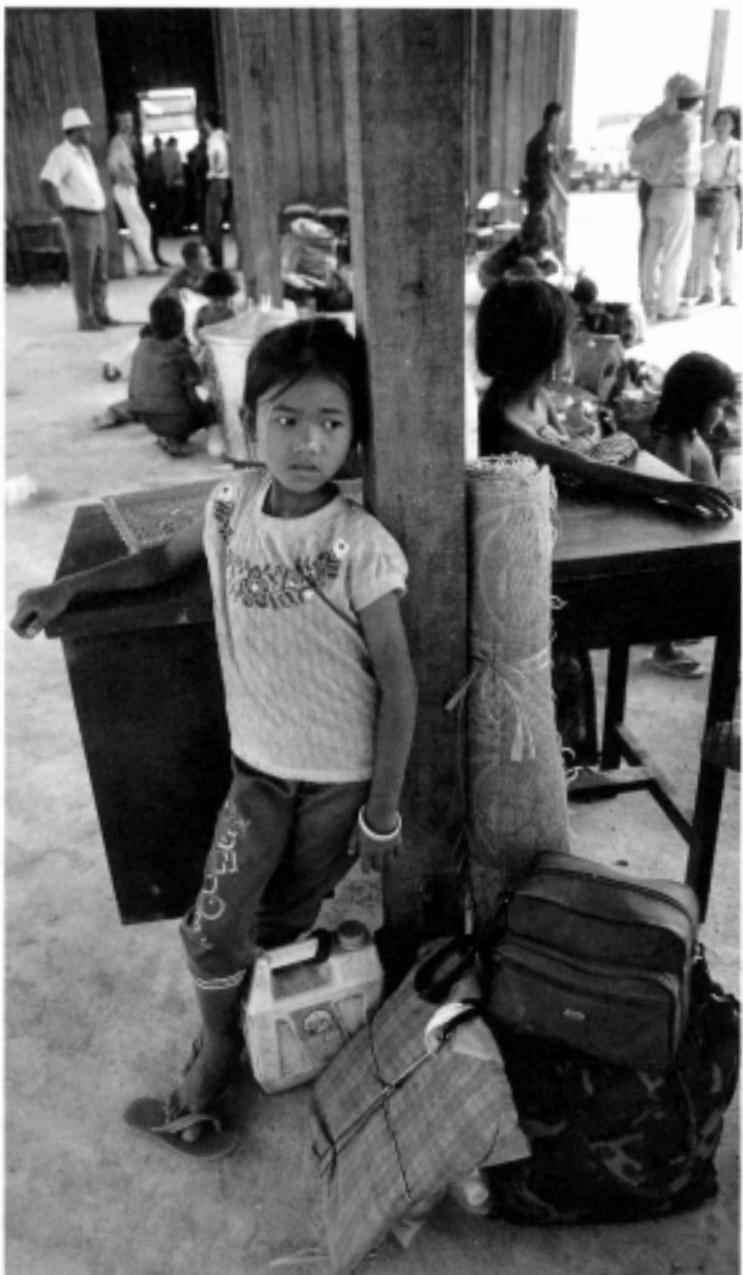


# 子どもの人権の促進





UNICEF/SUB/Roger Lemoyne

## 子どもの人権の促進

私たちはものよりも人間の方を重視し、子どもが大切にされるような社会を、そして住む人たちがもっと人間的で、愛情深く、思いやりをもてるような世界を望んでいる。——デズモンド・ツツ大主教。「武力紛争が子どもにおよぼす影響に関する著名人グループ」の会合での発言（1995年5月9日、タリータウン、ニューヨーク）。

戦争が差し迫ったときには緊急に子どもを保護する方法を探さねばならない。ここで言う保護とは子どもを攻撃から守るだけではなく、子どもの権利やニーズを重視し、権利を守り、ニーズを満たすことを意味する。世界のほとんどの国が「児童の権利に関する条約」を批准しているが、この条約は子どもの権利がその基本的ニーズに対する権利を含んでいることを認めた。そうした最善の条約ができたにもかかわらず、それを無視して大人の戦争でお子どもたちが殺され、あるいは心身の傷を負い続けている。

### 国際法と戦時下の子どもの保護

世界人権宣言や「児童の権利に関する条約」、ジュネーブ諸条約その他の国際人道法および人権法の原則は、踏みにじられることはあったが、真に画期的なもので、行動のための基礎になる。明らかなのは、その原則を実施に移すメカニズムや意思が欠けていることである。

子どもたちを保護するためには、さらに多くの人々が人権侵害の監視や報告手続きに参加する必要がある。人道法および人権法を実施するためには、違反者を告発する断固とした努力が必要である。国際社会にとってとくに大事なことは、戦争の当事者たちが子どもの権利を

踏みにじったようなときには、そのすべての場合に効果的に対応することである。国際社会は、政府や反政府勢力が「情状酌量」を求めて、戦争の際の子どもの権利の侵害を正当化しようとしても、それを非難すべきであり、許せないことだとみなすべきである。

国連では主として人権委員会が人権侵害を監視している。委員会はあらゆるソースから情報を入手することができ、データの収集において中心的な役割を果たしている。国は「児童の権利に関する条約」を批准すると、自国の国内法を見直して、条約の規定に沿ったものに改めることを求められる。「児童の権利委員会」は個人的資格で選任された10人の専門家からなり、条約の実施状況を絶えず監視し、子どもの権利を強化するうえでの前進や問題点について条約締約国に情報を提供している。

戦闘地域で活動している国際的諸機関は、すべて問題になる侵害について直ちに、非公開で、しかも客観的に報告する手続きを設け、市民団体も進んで人道法および人権法を周知させ、支援活動を行い、子どもの権利の侵害の報告や監視に参加するようにしなければならない。

---

戦争の脅威が差し迫ったときに保護を受けるのは子どもの基本的ニーズの一つで、保護に当たっては国際人権法および人道法を適用して子どもの権利を守るようにする。——「武力紛争が子どもにおける影響」、国連、1996年。

---

子どもの保護は一国の問題ではなく、国際社会の当然の関心事でなければならない。このことがとくに重要なのは、子どもの権利の最も重大な侵害の多くが、戦争のなかで政府が機能していない状況で起こるからである。子どもの権利を守るために国や国際社会の戦略は女性、家族、コミュニティに権利を与えて力づけ、その能力を高めて戦争の基本的な原因に取り組み、地域の開発を促進するものでなければなら

ない。

### 人権を守るための訓練と教育

各国政府は司法、警察、治安、軍、とくに治安維持要員を対象にして人道法および人権法についての訓練や教育を行うようにしなければならない。訓練に当たっては子どものニーズにとくに留意し、赤十字国際委員会（ICRC）や人権団体の助言や経験を求めるようにする必要がある。

人権法および人道法の基準はすべての社会にみられる人間の基本的価値を反映している。子どもも人権について知り、理解する必要がある。人道法および人権法について、社会のすべての人の関心を深めるための効果的な方法の一つは、たとえば物語や地域の伝統・慣習を例にあげて人道法および人権法について説明することである。また、音楽、芸術、演劇などのメディアや大衆活動を通じて、人道法および人権法を人々に広く周知させることができる。

### 子どもの保護：国際の平和と安全の維持のための優先課題

戦後の再建計画や和平協定、救援・保護施策が子どもに触れることはほとんどないが、人道、平和維持、平和構築の努力の中心に子どもを置くようにしなければならない。人道法および人権法が人々に広く知られ、軍や治安部隊、人道団体によって理解され、実施されるようになる必要がある。

和平や和解のための話し合い、平和構築の努力は、女性をチームに加えて進めるようにすべきである。ジェンダーに基づく暴力をなくす努力には、国連平和維持軍を含む軍の要員の訓練を加えるようにする。軍の幹部はしばしば指揮下の兵士の性的犯罪を見逃すが、自分や指揮下の兵士の行動に対して責任をもつべきである。治安維持要員はすべて訓練の一部として市民社会、とくに女性や子どもに対する責任について学ぶようにしなければならない。

国連の安全保障理事会は、平和維持や動員解除の任務について決定

するに当たって、子どもの保護についても考慮するようにしなければならない。それらの任務には人権の監視、安全地帯の設置や維持、人道的アクセスの確保などを加えることもできる。

### 子どもの権利の促進：すべての子どものための行動

国際社会は戦争の社会的経済的原因に取り組み、戦闘地域への武器の搬入を禁止し、できる限り戦闘の発生を防止するようにしなければならない。紛争を解決し、和平協定を実施するための行動はすべて、国連安保理や総会から委託された活動や国連人権高等弁務官のもとでの活動から出発して、女性や子どものニーズに強く焦点をしづけるようになる。当面、戦時下の子どもたちを守るためにあらゆることをする必要がある。私たちは子どもの権利の侵害について報告し、緊急に行動を起して子どもの権利の侵害を防ぐ義務がある。

子どもの権利を守り、子どもの権利を強化する努力の成否は、他人々にその努力の価値や重要性を知らせ、権利の侵害について関心を深めさせることにかかっている。個人や専門家、市民団体はすべて、次の行動を起こすことができる。

○各国政府に軍備のレベルを引き下げさせ、「社会開発サミット」(コペンハーゲン、1996年3月6～12日)での約束に基づいて人間の安全保障という考え方を認めさせ、資源を軍事や兵器にではなく人間・社会開発に配分させなければならない。

○「児童の権利に関する条約」未参加の政府を直ちに条約に参加させ、条約に参加した政府に対しては、内容を国の法律や政策に組み込むことを求めるべきである。

○子どもを兵士に使うことに強く反対し、「児童の権利に関する条約」付属の選択議定書の締結を支援して、兵士の徴用年齢を15歳から18歳に引き上げることを目指さなければならない。

○積極的な情報提供キャンペーンを行って親、学校、政策立案者に地域や国際的な人権基準や世界人権宣言、「児童の権利に関する条約」などの人道法の規則を周知させ、子どもの権利活動にふさわしい環境を

生みだす必要がある。

○主として市民を殺傷する地雷などの製造、輸出、販売を禁止する世界的キャンペーンを支援し、その生産や販売で利益をあげる企業をボイコットしなければならない。

○各国政府に働きかけて、政府が立法を通じて保護、相続、財産権に関する、子どもや女性が世帯主となる家族に対する差別をなくすことを支援するようにしなければならない。

○紛争のすべての当事者に「平和地帯としての子ども」の原則を周知させて、不可欠の救援物資やワクチンが支給できるようにすべきである。

○小児科医や保健員に働きかけて子どもの権利に関する情報を広め、診療時に知った子どもの権利侵害を報告させる必要がある。保健専門家はとくに、この問題を強調する責任がある。

○戦争中や戦争後は、なるべく子どもたちを施設に収容しないようにしなければならない。

○レイプを戦争犯罪として告発するためのロビー活動を行うようとする。

○女性団体や女性のネットワークを強化して、女性が子どもの権利の保護に最大限に貢献できるようにすべきである。女性が和平の任務や和解フォーラム、平和構築の努力のためのチームに主要なメンバーとして参加するのを支援する必要がある。

○国連人権委員会や地域のオンブズマンに子どもの権利の侵害を報告させる必要がある。

○報道機関に働きかけ、それを支援して、報道機関にも子どもの権利を強化し、子どもを保護する責任があることを知らせる。

○調停活動や機能強化活動など、紛争の解決や予防に参加することを促進する。コミュニティレベルの平和構築を推進し、草の根の対話に参加するようにする。

---

---

### 人権侵害の報告の仕方

市民団体や個人は「人権ホットライン」を通じて、子どもの人権の侵害を通報することができる。このホットラインは24時間受付のFAXラインで、それによってジュネーブの国連人権センターが人権上の緊急事態について知り、直ちにそれに対応することができるところになっている。人権侵害の犠牲者やその親戚、NGOがこのホットラインを利用することができる。ホットラインのFAX番号は+ (41-22) 917-0092 (ジュネーブ)。

---

---

詳しい資料をご入用の場合には下記へご連絡下さい。

United Nations Children's Fund  
Division of Communication  
3 United Nations Plaza  
New York, NY 10017, USA  
Tel.: (212) 326-7467  
Fax: (212) 326-7768  
E-mail: pubdec@ unicef.org

United Nations Department of Public Information  
Development and Human Rights Section, Room S-1040  
New York, NY 10017, USA  
Tel.: (212) 963-1453  
Fax: (212) 963-1186  
E-mail: vasic@ un.org  
Internet: <http://www.un.org>

United Nations High Commissioner for Refugees  
Office of the Senior Coordinator for Refugee Children  
Case Postale 2500  
CH-1211 Geneva 2 Dépôt  
Switzerland  
Tel.: 41-22-739-8111  
Fax: 41-22-739-7326  
Internet: <http://www.unhcr.ch>

United Nations High Commissioner for Human Rights  
United Nations Centre for Human Rights  
Palais des Nations  
CH-1211 Geneva 10  
Switzerland  
Tel.: 41-22-917-3359  
Fax: 41-22-917-0123



UN Photo 188746 U. Israel